

事業主健診・自費人間ドックの健診結果ご提供のお願い

事業主健診（雇用先による健康診断）や自費で人間ドックを受診した方は、健診結果をご提供ください。健診結果の判定により、該当する方には無料で「特定保健指導」を実施いたします。

1. 保険証をご準備のうえ、東通村役場税務住民課国保係（☎27-2111 内線153）へ電話連絡願います。
2. 健診結果は持参または郵送により提供ください
＜持参の場合＞ 国保窓口でコピーをとります。
＜郵送の場合＞返信用封筒をお送りしますので、健診結果のコピーを郵送願います。
3. 特定保健指導が必要と判定された方に、電話で連絡します。無料で指導が受けられますので、ぜひご利用ください。

※提供後の健診結果は、「特定健診」と同じ取り扱いとなり、統計資料等に使用されることがありますが、個人情報厳重に守られますのでご了承ください。

＜お問い合わせ先＞

税務住民課 国保グループ 国保係 ☎27-2111（内線153）

農 業 者 年 金

しっかり積み立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を

～農業者年金のポイントと魅力～

○農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも（農地を持っていない人や配偶者、後継者などの家族従事者も）加入できます。

○少子高齢化に強い年金です

納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金原資として積み立てていき、年金原資の額に応じて年金が決まる積立方式（確定拠出型）年金です。

○保険料の額は自由に決められます

保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で選択でき、老後に応じて、いつでも見直すことができます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯支給され、80歳前に死亡した場合でも死亡一時金が遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金には公的年金等控除の対象となり、65歳以上であれば、公的年金等との合計額が120万円までは全額非課税です。

○担い手には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（最高5割）があります。

＜加入申込・お問い合わせ先＞

東通村農業委員会事務局 ☎27-2111（内線121） J A 十和田おいらせむつ支店 ☎22-1315